

入札説明書

この入札説明書は、令和5年3月22日付け豊頃町公告第5号から豊頃町公告第7号（以下「入札公告」という。）で公告した制限付一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

1 入札説明書の配布期間等

入札説明書及び制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり配布する。

(1) 配布期間

令和5年3月22日(水)から令和5年4月18日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)毎日午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所

北海道中川郡豊頃町茂岩本町125番地
豊頃町役場 総務課管財契約係

(3) 配布方法

直接配布又はインターネット配布とし、送付又はファクシミリでは行わない。
(豊頃町のホームページ (<http://www.toyokoro.jp/>))

(4) 費用

無料とする。

2 入札参加資格審査申請書等について

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書(別記第1号様式)に次の書類を添付して提出し、審査を受けなければならない。

ア 入札参加に必要な資格等の書類

令和4年豊頃町告示第42号の契約の種類による資格要件を満たすことを証明する書類。(令和4年度豊頃町指名競争入札参加者名簿登載者は省略できる。)

イ 特定建設工事共同企業体

特定建設工事共同企業体により参加する者は、豊頃町建設工事共同企業体運用基準による申請書。

ウ 配置予定技術者調書(別記第2号様式)

(ア) 申請時点で先に申請済みの他の入札(他官庁発注工事を含む。以下同じ。)が執行されていない場合は、他の入札の配置予定技術者(現場代理人を含む。以下同じ。)を申請することができる。ただし、既に申請した他の入札が契約に至った場合、既に申請した他の配置予定技術者に代わる同等の資格及び経歴を有する配置予定技術者を併せて申請するものとする。

(イ) 申請から入札までの間に、次に掲げる事態が発生し申請時の配置予定技術者を配置することができない場合にあつては、町長の承認を得て配置予定技術者の変更をすることができるものとする。ただし、変更する配置予定技術者は、申請時の配置予定技術者と同等の資格及び経験を有する配置予定技術者とする。

a 配置予定技術者が死亡、長期療養、退社又は退職した場合

b 申請した入札の入札日までに、完了する予定の工事(以下「他の工事」という。)の専任技術者等となっている者を配置予定技術者として申請していた場合において、他の工事が天災その他不可抗力又は発注者からの契約変更(設計変更による工事の増に伴い、工期が延長された場合等。ただし、あらかじめ契約変更が予定されていた場合を除く。)により、完成予定日が延期されたため、申請時の配置予定技術者を配置予定技術者とするすることができない場合

(ウ) 複数の入札に係る申請を同時に行う場合にあつては、(ア) に準じて申請しなければならない。

エ 特定関係調書(別記第3号様式)(当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。)

オ その他町長が必要と認める書類

(2) 技術提案書の内容

作成する技術提案書の内容は、次表のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 企業の施工能力	<p>① 同種・類似工事の施工実績 同種工事とは、用途が小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校校舎の新築、改築または改修したもので、RC造1,000㎡以上の規模のものをいう。 類似工事とは、同種工事に掲げる用途で、新築、改築または改修したもの、または幼稚園、保育所、認定こども園、専修学校、各種学校、大学の用途で新築、改築または改修したもので、構造、面積は問わない。</p> <p>② 北海道建築局計画管理課のR04 総合評価用の「工事施行成績」(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkr/R04sougouhyouka.html)にて公開している点数</p> <p>③ ISOマネジメントシステムの取得の有無</p> <p>④ 記載様式は、別記第4号様式及び別記第5号様式とする。</p>
(2) 配置予定技術者の能力	<p>① 現場代理人及び主任(監理)技術者は、予定者の氏名等を記載する。 なお、技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。 また、配置予定技術者の変更については、2の(1)ウの(イ)による。</p> <p>② 主任(監理)技術者は、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する者とする。ここで、資格を有する者とは、建設業法第15条第2号で定めている者とする。 また、監理技術者にあつては、当該工事種別の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。 なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。 ・平成29年12月31日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者 ・平成29年12月31日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成29年12月31日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者</p> <p>③ 記入要領 ・氏名：氏名を記入する。 ・資格：保有資格を記入する。(複数ある場合、複数記入) ・工事名称：受注工事名とする。 ・発注機関名：具体的に記入する。 ・施工場所：具体的に記入する。 ・契約金額：百万円単位とし、小数第2位まで記入(切り捨て)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・工期：契約の翌日から工事完了までの年月を記入 ・受注形態：単体、共同企業体の別を記入する。共同企業体の場合は出資比率も記入する。 <p>④ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載内容を証明する資料として、配置予定技術者に係る資格者証等の写しを提出すること。 ・監理技術者資格証については、裏面の写しも提出すること。 <p>⑤ 記載様式は別記第2号様式とする。</p>
(3)地域精進度	<p>① 当該工事箇所の最寄りの（本・支店）営業所名</p> <p>② 当該工事箇所と同じ地域での豊頃町発注工事の施工実績として、地域精進度に関する調書を提出すること。</p> <p>記入要領等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去10年間以内に官公庁が発注した施工実績（工事が完成し、引渡済みのものに限る。）の内、最大の規模の工事1件について記載すること。 ・受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体の名称を記載すること。 ・工事施工実績を証明するものとして、契約書の写し並びに共同企業体協定書及び経常建設共同企業体附属協定書の写し又はCORINS登録の写しを添付すること。 <p>③ ボランティア活動の証明</p> <p>過去2年間のボランティア活動を証明するものとして、活動内容のわかる資料を添付すること。</p> <p>④ 企業における従業員の居住地について記載すること。</p> <p>⑤ 従業員数は、3か月以上の雇用形態にある者又は季節労働者は6か月以上の雇用契約をしている者に限る。なお、本工事のために臨時的に雇用を予定しているものは除く。</p> <p>記載様式は別記第6号様式から別記第8号様式</p>
(4)労働福祉	<p>① 加入状況証明書</p> <p>記載様式は別記第8号様式とする。</p>

(3) 提出期間

令和5年3月22日(水)から令和5年3月31日(金)まで（休日を除く。）

毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 提出場所

北海道中川郡豊頃町茂岩本町125番地

北海道豊頃町役場 総務課管財契約係

電話番号 015-574-2211

(5) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

なお、技術提案は封書の上、工事名及び提出者名を表記して提出すること。

(6) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

(7) 留意事項

ア 配置予定技術者が、他の工事の監理技術者、主任技術者又は現場代理人で、かつ、他の工事の契約期間（フレックス工期）と本工事の契約期間が重複する場合は、その者を配置予定技術者とすることはできない。ただし、次のいずれかに該当する場合の期間を除く。

(ア) 工事準備等の行為も含め工事現場が不稼働であることが明確である期間

a 工事現場への立入調査や施工計画の立案等の工事準備に未着手である場合

b 工事を一時中止している場合その他これらに類する場合

イ 申請書類の提出後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、入札参加資格は認めない。

ウ 落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、契約を締結しない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認め、配置予定監理技術者の変更を承認した場合を除く。

3 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が入札公告に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和5年4月11日(火)までに書面により通知する。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和5年4月14日(金)までに書面により説明を求められることができる。なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

北海道中川郡豊頃町茂岩本町125番地

北海道豊頃町役場 総務課管財契約係

(2) 理由の説明は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

5 落札者の決定方法

(1) 入札の方法及び落札者の決定

ア 入札参加者は価格及び技術提案をもって入札し、政令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち(2)の落札者決定基準により算出した数値（以下「評価値」という。）が最も高い者を落札者とする。

イ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法等

別記の落札者決定基準による。

次の方法により総合的な評価を行う。

ア 入札公告2に規定する要件を満たしている者には、標準点100点を付与する。

イ 技術提案の評価により、技術評点として最大18点の加算点を付与する。

ウ 総合評価はア及びイにより得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した数値を用いて行う。

(3) 評価項目

ア 企業の施工能力に関する事項

イ 配置予定技術者に関する事項

ウ 地域精通度に関する事項

エ 労働福祉に関する事項

6 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の質問受付

(1) 設計図書等に関する質問は書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

令和5年3月22日(水)から令和5年4月7日(金)まで(休日を除く。)

毎日午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所

郵便番号089-5392 北海道中川郡豊頃町茂岩本町125番地

北海道豊頃町役場 総務課管財契約係

(2) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和5年3月22日(水)から令和5年4月18日(火)まで(休日を除く。)

毎日午前8時30分から午後5時15分まで

イ 閲覧場所

(ア) 北海道中川郡豊頃町茂岩本町125番地

豊頃町役場 総務課管財契約係

(イ) 豊頃町ホームページ (<http://www.toyokoro.jp/>))

7 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

9 支払条件

(1) 前金払

契約金額の4割に相当する額以内を限度とする。

なお、低入札調査を受けた者との契約については、2割に相当する額以内とする。

中間前金払は、契約金額の2割に相当する額以内を限度とする。

(2) 部分払

部分払できる回数は、2回までとする。

(3) 中間前金払と部分払の選択

中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。

10 落札者とならなかった者に対する理由の説明

(1) 落札者とならなかった者は、その理由について、落札者等の通知の日の翌日から起算して3日(休日を除く。)以内に書面により説明を求められることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは、受け付けない。

北海道中川郡豊頃町茂岩本町125番地

豊頃町役場 総務課管財契約係

(2) 決定理由の説明は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

11 その他

- (1) 入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得（総合評価方式）を承知すること。
- (2) この入札の執行は、公開する。
- (3) 落札者の責により、技術提案のうち配置技術者について履行できない場合は、次の式により求めた違約金を徴収するものとする。

違約金（千円止め）＝（契約金額（税抜）／標準値＋加算点）×（配置技術者の加算点）

- (4) この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用する場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資制度を利用する場合において、契約者が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を豊頃町に提出し、豊頃町が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、豊頃町が指定する様式により依頼すること。

- (5) 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取及び公正取引委員会への通報を行うことがある。
また、契約締結後に入札談合の事実が認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。
- (6) その他入札に関し不明な点は、豊頃町役場総務課管財契約係（電話番号015-574-2211）に照会すること。